

### 5-3. エリア設定と取り組み試案

#### 1) エリア設定

村上市は広大な市域のなかで大きく 5 つの地区に構成されているが、各地域はもとより、地域の中にあっても地形条件や立地条件が様々である。これにより各地域や地区内での過疎化や高齢化の状況や通勤・通学・買い物・通院など住民の日常生活行動に特性があり、住民意識や地域コミュニティも異なる性格をもっている。

村上市においては、こうした特性に応じて地域公共交通を再編するため、市域を 15 のエリアに区分し、エリア単位で運行再編を検討していくものとする。

以下に 15 エリアの内容と特性を整理した。

表 5-6. 15 エリア区分

旧市町村	エリア設定
1 村上地区	①村上市街地・岩船市街地
	②海府地区（国道 345 号）エリア
	③門前川エリア
2 荒川地区	④荒川地区全域
	⑤中心部連絡（国道 7 号：村上一荒川間）
	⑥国道 113 号沿線エリア
3 神林地区	⑦神林地区全域
	⑧国道 290 号沿線エリア
4 朝日地区	⑨三面川エリア
	⑩高根・大須戸川エリア
5 山北地区	⑪小俣川エリア
	⑫中継川エリア
	⑬勝木川エリア
	⑭海府地区（国道 345 号）
	⑮中心部連絡（国道 7 号：村上一山北間）
	⑯府屋～県境（国道 7 号）

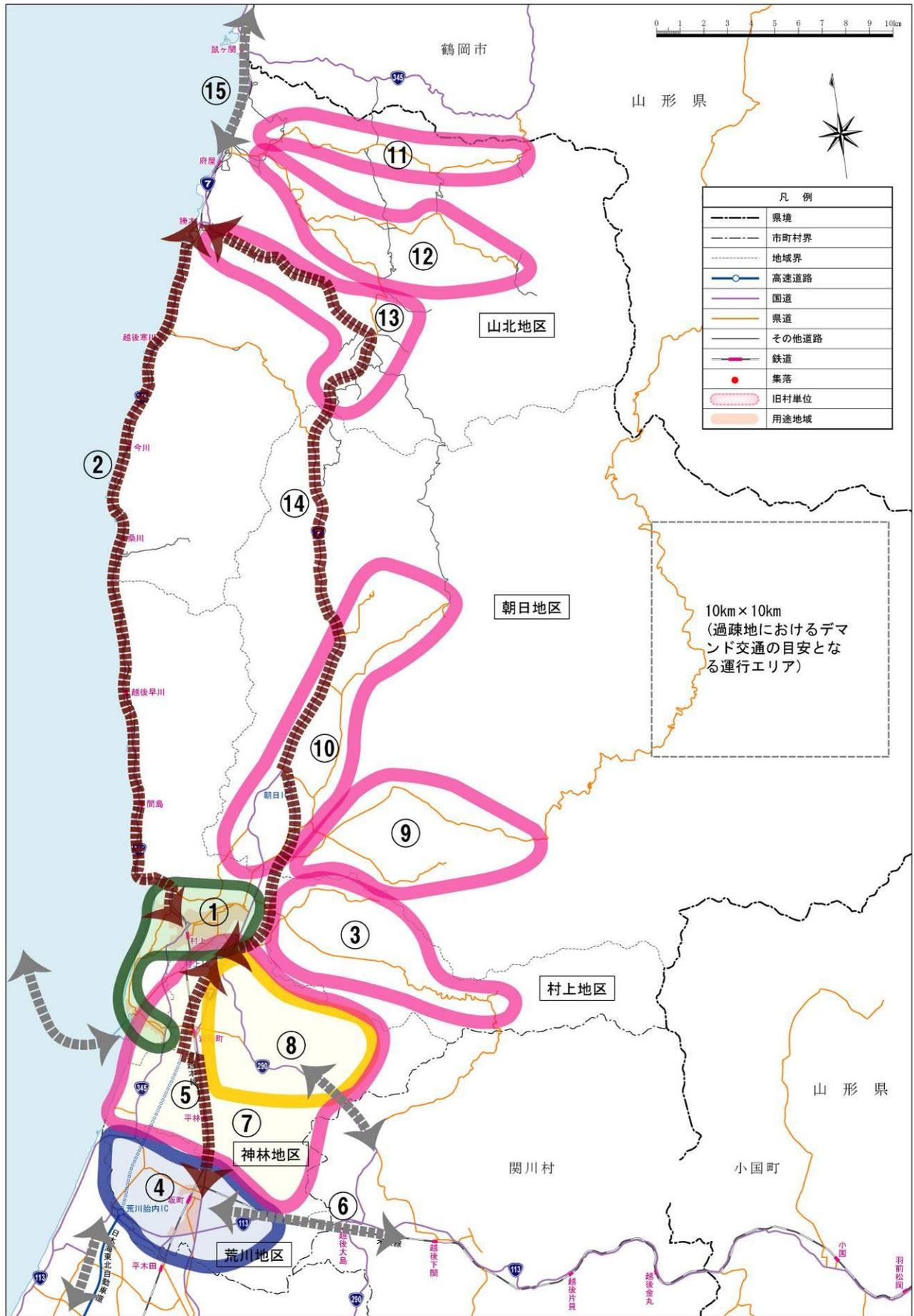


図 5-2. 15 エリア区分図

表 5-7. 15 エリアの概要と地元協議の展開(案)

区分	エリア名	主な指標						特性・課題	隣接自治体	地元協議	地元協議の展開方法
		人口・世帯数	高齢化	高校生	路線バスの有無	鉄道交通の有無	家族による送迎割合				
村上地区	①村上市街地・岩船市街地	24,400人 9,100世帯	28.9%	800人	○ 6路線 13系統	○ 2駅	18.2%	・医療機関、商業施設、工業団地がエリア内に立地。 ・路線バスは村上駅を基点に郊外方面へ運行。 ・交通空白地域：瀬波地区	粟島浦村	●	・5地区(村上・岩船・瀬波・山辺里・上海府)。各地区区長会を通じ、開催単位、展開方法を検討 ・各種団体(商工会議所、観光協会等)は、再編案の実施主体等として関わるものと想定
	②海府(国道345号)エリア	3,700人 1,400世帯	42.2%	100人	○ 1路線 1系統	○ 6駅	19.3%	・集落は国道345号沿いに点在。 ・村上または勝木市街地に勤務先や生活必需施設、工業団地が立地。 ・村上市街地まで遠い。(村上-勝木間約36km、車で約50分) ・交通空白地域：滝の前、大平、下海府地区全域		●	
	③門前川エリア	2,000人 600世帯	29.0%	50人	なし	なし	20.3%	・集落は門前川両岸、山田川沿いに点在。 ・国道7号沿いと村上市街地に生活必需施設が立地。 ・交通空白地域：エリア全域		●	
荒川地区	④荒川地区全域	11,000人 3,500世帯	27.1%	400人	○ 1路線 3系統	○ 1駅	20.5%	・集落は平野部の広範囲に点在。交通空白地域も多く分布。 ・国道7号沿線に医療機関、商業施設が立地。 ・鉄道を中心とした路線網。	胎内市	●	・開催単位として、1)行政区(集落):31、2)投票区:①金屋小または集落開発センター②支所(荒川地区公民館)、③保内小 ④荒川中、⑤坂町ふれあいセンター:5箇所、3)小学校区:2箇所、4)荒川地区1箇所(荒川地区公民館)が考えられる。 ・公共交通へのニーズが高い団体としてスポーツ少年団・老人クラブ・婦人会・PTA等があり
	⑤中心部連絡(国道7号:村上-荒川間)							・集落は沿線にほとんど立地していない。 ・路線等が長い広域的・幹線の路線。支線との便の確保が重要。 ・村上ICアクセス道開通により、村上市街地への乗り入れ向上。		④⑦にて検討	
	⑥国道113号沿線エリア							・集落は沿線にほとんど立地していない。 ・エリア内の住民の利用は少ない(主に利用するのは、隣接する関川村民)	関川村	④にて検討	
神林地区	⑦神林地区全域	9,900人 2,900世帯	30.3%	300人	○ 2路線 3系統	○ 2駅	17.9%	・集落は平野部の広範囲に点在。交通空白地域も多く分布。 ・村上市街地に勤務先や生活必需施設が立地。 ・エリア内に工業団地がある。		●	・公共交通体系とスクールバスの関係等を理解してもらいやすい小学校区5(スクールバスを運行している学校)で開催
	⑧国道290号沿線エリア	2,800人 800世帯	30.4%	80人	○ 1路線 1系統	なし	15.7%	・国道290号沿いから離れた位置にある集落が多い。 ・村上～下関間路線バスは主に関川村民が利用。 ・交通空白地域：山屋、里本庄、河内	関川村	●	
朝日地区	⑨三面川エリア	2,400人 600世帯	32.9%	60人	○ 1路線 2系統	なし	23.1%	・集落は三面川と長津川に沿って立地。 ・村上市街地に勤務先や生活必需施設が立地。 ・村上市街地まで遠い。村上-岩崩間約16km、車で約40分) ・交通空白地域：長津川沿い集落		●	・5地区(旧村単位)。各地区2箇所 で10会場が適当。 ・懇談会の開催時期:6月、7月或いは10月下旬～11月(寒くなると集まりにくい傾向あり。また5月、9月、10月中旬は農繁期のため人集めに苦勞が予想される
	⑩高根・大須戸川エリア	10,000人 3,000世帯	29.6%	300人	○ 2路線 4系統	なし	19.9%	・集落は高根川、大須戸川、薦川、国道7号に沿って立地。 ・村上市街地に勤務先や生活必需施設が立地。 ・村上市街地まで遠い。(村上-高根間約20km、車で約40分) ・交通空白地域：川端、薦川、猿田、朝日中野、本小須戸、荒沢)		●	
山北地区	⑪小俣川エリア	2,000人 800世帯	39.1%	50人	○ 1路線 1系統	○ 1駅	18.5%	・集落は小俣川に沿いに立地。 ・府屋市街地に生活必需施設が立地。 ・府屋市街地まで遠い。(府屋～雷間約15km、車で約35分)		●	・(モデル地区として実施した懇談会に続いて)2回目の開催となるため、もう少し具体的な話を聴取したい。ターゲットを絞り対象の活動や集会等に合わせ懇談会を開催する方法が適。 ①各集落に老人クラブが組織。定期的に集まっているクラブが多い。その集会の席を活用する ②希望による出前講座のような説明会。 ・高校生の親の話も聞きたいが、高校生本人の声を聞く機会が欲しい。
	⑫中継川エリア	2,200人 700世帯	36.1%	50人	○ 1路線 1系統	○ 1駅	12.8%	・集落は中継川に沿いに立地。 ・府屋市街地に生活必需施設が立地。 ・府屋市街地まで遠い。(府屋-山熊田間約18km、車で約45分) ・交通空白地域：荒川、山熊田		●	
	⑬勝木川エリア	2,100人 700世帯	40.8%	50人	○ 1路線 2系統	○ 1駅	13.1%	・集落は勝木川両岸、国道7号沿いに立地。 ・勝木市街地に生活必需施設が立地。 ・勝木駅周辺では、学生の送迎のため交通渋滞が発生。		●	
	[②海府地区(国道345号)エリア]	3,700人 1,400世帯	42.2%	100人	○ 1路線 1系統	○ 6駅	19.3%	(②海府エリア(国道345号)と同じ)		※②と合同	
	⑭中心部連絡(国道7号:村上-山北間)	5,700人 1,800世帯	35.5%	200人	○ 2路線 4系統	なし	17.4%	・集落は国道7号沿いに点在。 ・村上または勝木市街地に勤務先や生活必需施設が立地。 ・路線長が長い広域的・幹線の路線。支線との便確保重要。 (村上～勝木間約40km、車で約50分)		●	
	⑮府屋-県境(国道7号)	1,500人 600世帯	35.1%	40人	なし	○ 1駅		・集落は国道7号沿いに点在。 ・鶴岡市街地または府屋市街地に生活必需施設が立地。 ・交通空白地域：エリア全域	山形県 鶴岡市	⑪⑫にて検討	

## 2) 15 エリアの取り組みイメージ

15 のエリアについて、具体的な運行再編案を検討した。また各エリアの現況条件・課題を整理したカルテを作成した。

なお各エリアでの再編案検討において、次の4つの切り口を掲げた。

表 5-8. エリア別に運行再編案を検討する際の視点

視 点		内 容
視点 1	既存の交通資源の活用	①既存路線バス・高速バス、②スクールバス、③鉄道、④タクシー、⑤観光循環バス
視点 2	地域割りへの配慮	①合併前の市町村境界、②旧村地区 ③小中学校区(スクールバス) ④現在又は過去のバス路線エリア ⑤地形条件(河川流域等)
視点 3	地域インパクトの活用	①高規格道路の供用(日本海沿岸東北自動車道の延伸供用) ②市町村合併効果の具現化(旧市町村界を越えた連携促進)
視点 4	隣接地との関係維持	①山形県鶴岡市と山北地区 ②関川村(村上～下関、坂町～下関) ③栗島浦村、④胎内市と荒川地区

図 5-3. 15 エリアの運行再編案

**⑮ 府屋ー県境(国道 7 号)**  
 ■ スクールバスの間合い利用を行い、府屋ー県境(鼠ヶ関)間を連絡するコミュニティバスを運行。  
 ■ 経路から離れた集落はサービス水準(運行する曜日や1週間あたりの運行頻度)を設定し運行。

**② 海府地区(国道 345 号)エリア**  
 ■ 既存のバス路線を延伸した村上市街地ー勝木間(国道 345 号)の定時定路線型の基幹バスの運行。  
 ■ 他のエリアの路線バスやスクールバスの間合い利用を行い、市街地及び生活必需施設へ向かうバスの運行。

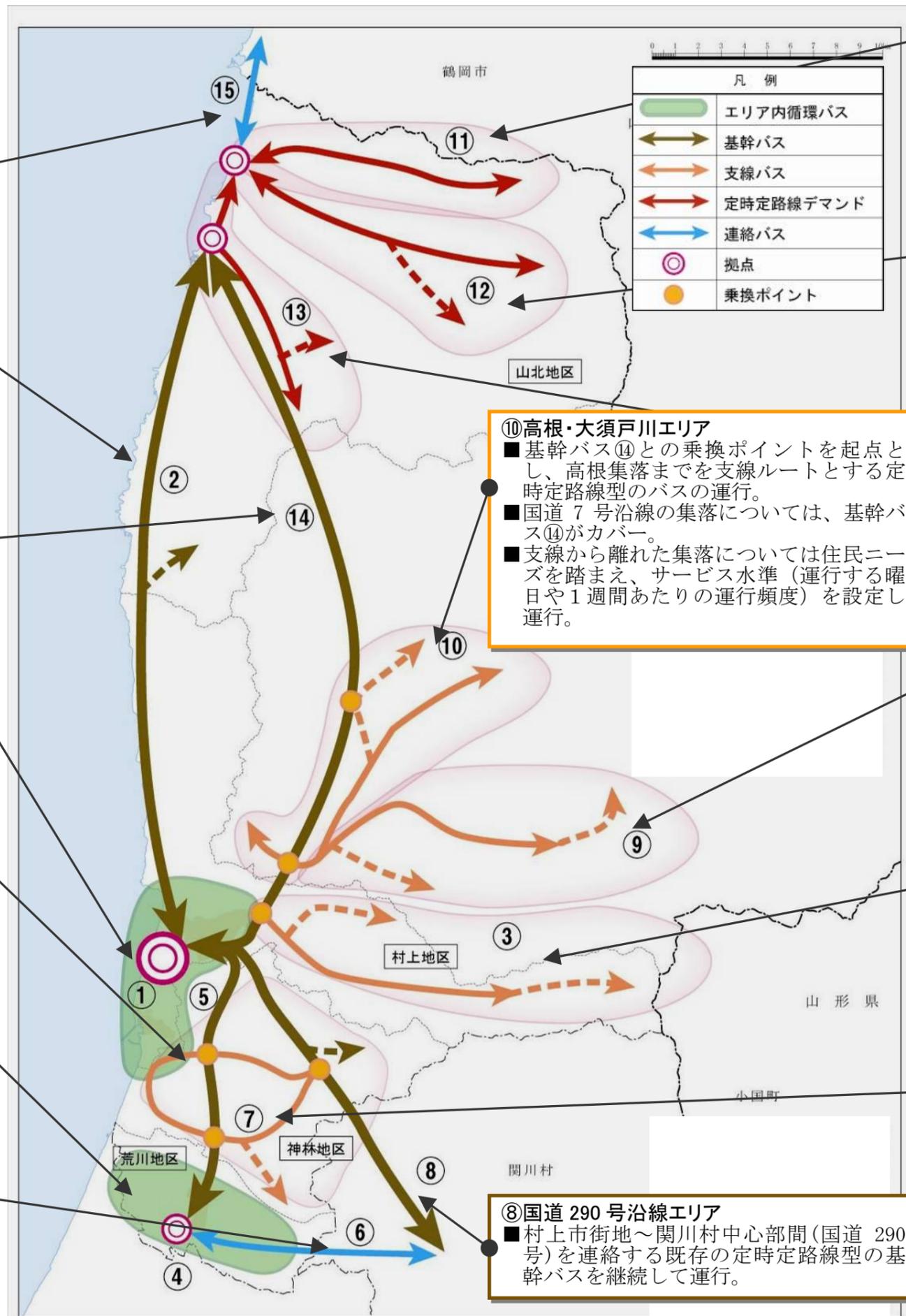
**⑭ 中心部連絡(国道 7 号:村上一山北間)**  
 ■ 村上市街地ー勝木間の国道 7 号を利用するルートと日沿道を経由するルート、定時定路線型の基幹バスの運行。

**① 村上市街地・岩船市街地エリア**  
 ■ 市街地を循環する定時定路線バスの運行(エリア内の官公署、医療機関、商店街、商業施設を経由する循環型路線)

**⑤ 中心部連絡(国道 7 号:村上一荒川間)**  
 ■ 新潟ー村上間の高速バスを活用した、村上市街地ー荒川市街地間の定時定路線型の基幹バスの運行。

**④ 荒川地区全域**  
 ■ エリア内を循環する定時定路線バスの運行。(県立坂町病院、荒川支所、商業施設等を経由する路線)、  
 ■ エリア内を対象としたデマンド型交通を導入。

**⑥ 国道 113 号沿線エリア**  
 ■ 荒川中心部ー関川村中心部(国道 113 号)を連絡する既存の定時定路線型のバスを継続して運行。



**⑪ 小俣川エリア**  
 ■ 朝夕は通学・通院等に利用することができる定時定路線型のバスを運行。  
 ■ 日中はエリア内全集落を対象とした定時定路線型の「デマンド方式」とし、予約があった便のみ運行。  
 ■ ⑫ エリアと一体となった運行を計画。

**⑫ 中継川エリア**  
 ■ 朝夕は通学・通院等に利用することができる定時定路線型のバスを運行。  
 ■ 日中はエリア内全集落を対象とした定時定路線型の「デマンド方式」とし、予約があった便のみ運行。  
 ■ ⑪ エリアと一体となった運行を計画。

**⑩ 高根・大須戸川エリア**  
 ■ 基幹バス⑭との乗換ポイントを起点とし、高根集落までを支線ルートとする定時定路線型のバスの運行。  
 ■ 国道 7 号沿線の集落については、基幹バス⑭がカバー。  
 ■ 支線から離れた集落については住民ニーズを踏まえ、サービス水準(運行する曜日や1週間あたりの運行頻度)を設定し運行。

**⑬ 勝木川エリア**  
 ■ 朝夕は通学・通院等に利用することができるバスを運行。  
 ■ 日中はエリア内全集落を対象とした定時定路線型の「デマンド方式」を採用し、予約があった便のみ運行。

**⑨ 三面川エリア**  
 ■ 基幹バス⑭との乗換ポイントを起点とし、岩崩集落までを支線ルートとする定時定路線型のバスの運行。  
 ■ 支線から離れた長津川沿いの集落については、住民ニーズを踏まえ、サービス水準(運行する曜日や1週間あたりの運行頻度)を設定し運行。

**③ 門前川エリア**  
 ■ 他のエリアの路線バスやスクールバスの間合い利用を行い、市街地及び生活必需施設へ向かうバスの運行。  
 ■ 小回りの利くコミュニティバスの運行。

**⑦ 神林地区全域**  
 ■ 基幹バス⑤、平林駅、岩船町駅との乗換えポイントと、岩船市街地ー塩谷集落ー有明集落を支線ルートとする定時定路線型バスの運行。  
 ■ 経路から離れたエリア南部の集落については、住民ニーズを踏まえ、サービス水準(運行する曜日や1週間あたりの運行頻度)を設定し運行。  
 ■ 国道 290 号沿線のエリア北部と東部の集落については基幹バス⑧で対応。

**⑧ 国道 290 号沿線エリア**  
 ■ 村上市街地ー関川村中心部間(国道 290 号)を連絡する既存の定時定路線型の基幹バスを継続して運行。